

坂井地区医師会ヘルパーステーション

坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号 訪問事業（訪問型サービスA）運営規定

平成 29 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 4 月 1 日改定

（事業の目的）

第 1 条 坂井地区医師会が設置する坂井地区医師会ヘルパーステーション（以下「事業所」という）において実施する坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（訪問型サービスA）（以下、「訪問型サービスA」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスAの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスAの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 1. 訪問介護員等は、在宅の要支援状態等となった利用者の心身の特性を踏まえその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、利用者の生活機能維持または向上を目指す。

2. 事業の運営に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括センター、関わるサービス事業所、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3. 訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。

4. 前 4 項のほか、「坂井地区広域介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業緩和した基準によるサービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」の内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 坂井地区医師会ヘルパーステーション

所在地 福井県あわら市東善寺 5-27（坂井地区医師会館内）

（事業の運営）

第 4 条 訪問型サービスAの提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(通常の事業の実施区域)

第5条 通常の事業の実施区域は、あわら市、坂井市とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 ヘルパーステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日
2. 休業日 日・祝祭日
12月30日～翌1月3日、8月15日～16日
3. 営業時間 8:30～17:30
* ただし、休業日訪問や営業時間外訪問については、相談に応じる。
4. 連絡体制 電話等により、常時連絡が可能な24時間対応とする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第7条 ヘルパーステーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者1名(常勤)(介護福祉士)
管理者は、ヘルパーステーションの従業者の管理業務・サービス実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスAの実施に関し、事業所従業員に遵守すべき事項について指揮司令を行う。
2. 訪問提供責任者(介護福祉士)2名
指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理と実施状況の把握を行う。
3. 訪問介護員等(介護福祉士、またはホームヘルパー1級、2級の修了者)
常勤換算2.5名以上
従事者は、個別サービス計画等に基づき訪問型サービスの提供にあたる。

(訪問型サービスAの内容)

第8条 訪問型サービスAの内容は次の通りとする。

1. 訪問型サービス個別計画等の作成
2. 生活援助に関すること
利用者の日常生活に対する支援(調理、洗濯、居室等の掃除、生活必需品の買い物などをいう)

(利用料金)

第9条

1. 訪問型サービスAを提供した場合の利用料の額は、「坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業及び第一号通所事業の支給費の額等を定める要綱」上の額とし、利用者の自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載された額とする。

2. 交通費は、第6条に定める通常の事業実施区域の場合および区域外にても、無料とする。
3. 訪問型サービスAの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（事故発生時の対応）

第10条 従事者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行う。

（緊急時の対応）

第11条

1. 従事者は訪問型サービスAを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態の生じた時は、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な対処を行う。
2. 訪問介護員等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
3. 緊急時に備え、常時当該施設内及び医療機関（かかりつけ医）・家族・その他の関係機関等との連携体制のもとに行動する。

（感染予防対策）

第12条

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス提供困難時に対する対応）

第13条 サービス提供困難時の対応については、利用者の希望を考慮して、他の事業所に丁寧に紹介して対応する。

(秘密保持等)

第14条

1. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

(その他の運営に関する重要事項)

第15条

1. ヘルパーステーションは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 毎月1～2回
3. 事業所の円滑な運営を図るため、当該事業所内に委員会を設置し、諸問題についての十分な協議を行う。
4. 緊急時に備え、当該施設内及び医療機関・家族・その他関係機関との連携体制を整えておく。
5. 介護の展開に当たっては、利用者はもとより家族も含め安心して毎日の生活が過せるように明るく信頼に結びつく介護の提供に心がける。そのために職場環境も合わせて追求していく。
6. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は坂井地区医師会会長・ヘルパーステーション部会長・ヘルパーステーション管理者との協議に基づいて定める。
7. ハラスメント
事業所は、適切な事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な発言または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第16条

苦情処理の窓口は事業所受付とし、苦情処理マニュアル（別紙）に基づき、担当者（管理者）が迅速に対応する。

(高齢者虐待防止)

第17条

1. 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の次号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第18条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年2月1日 第9条 自己負担額記載内容

平成31年4月1日 第7条 職員の職種、員数

令和3年1月1日 第6条 営業日の変更

令和5年4月1日 第12条 感染予防対策内容変更

第17条 高齢者虐待防止に関する事項内容変更

第18条 業務継続計画の策定等追加

その他の運営に関する重要事項（ハラスメント）追加